

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

令和 7 年度監査委員監査結果報告の提出について

(阪神国際港湾株式会社)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

阪神国際港湾株式会社

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

大阪港湾局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む）が適切に行われているか。	—
(2)現行業務及び組織運営体制が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、設立目的を達成するために必要な組織運営体制が構築され、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
	ウ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
(3)分担金の申請並びに経理が適切になされないリスク	ア 分担金の交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の入出金記録は一致しているか。	—
	イ 分担金の算定方法は適切か。	—
	ウ 事業内容は、事業計画や分担金の交付条件に準拠したものとなっているか。	—
	エ 分担金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
	オ 予算執行にあたり、競争性を確保する仕組みが構築され、コスト削減が図られているか。	—
(4)本市からの貸付金が期日どおり返済されないリスク	ア 貸付要綱等に従い、適切に借入の申込・契約手続が実行されているか。	—
	イ 借入目的に従い、法人において適切に予算執行されているか。	—
	ウ 返済スケジュールが策定され、期日どおり返済されているか、期日どおりの返済が困難になるような状況は生じていないか。	—
(5)財務報告の信頼性	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	—

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
を害するリスク	イ 関係帳票の整備、記帳等は適切に実施されているか。また、会計経理は適切か。	指摘事項 2
(6) 不正又は法令違反等のリスク	ア 業務実施に影響を与える法令等が網羅的に特定され、順守に必要な体制が構築されているか。	—
	イ 不正又は法令違反等を適時に発見又は防止するための体制（通報窓口等）が構築され、適切に運用されているか。	—
	ウ 業務運営に重要な影響を与える不正又は法令違反等が特定された場合に、役員及び所管局への報告を含め、適切に対処されているか。	—
(7) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去の監査等で指摘された事項が実行・改善されているか。	指摘事項 1
(8) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 契約関連書類に規定の対象については是正及び改善を求めたもの

【阪神国際港湾株式会社に対して】

本法人が大阪港埠頭株式会社との間で令和7年3月31日に取り交わした大阪港の埠頭施設に係る賃貸借契約書第35条において、当該契約に定めのない事項及び当該契約に関して疑義が生じた場合における措置については両者が協議して定める旨が規定されている。当該契約書に紐づく覚書は、契約書に定めのない事項を規定するものであり、その内容は契約書と整合させる必要がある。

契約書第 15 条（貸付物件の維持管理）において、貸付物件の「維持修繕、改良及び更新」の費用負担者や実施者、資産等の権利の帰属先等を規定している。

一方で、同日付けで取り交わした覚書第 3 条では、契約書第 15 条第 1 項および第 2 項の「改良及び補修」について翌年度の工事実施計画及び通年の予算を記載した書類を本法人から大阪港埠頭株式会社に提出することを規定しており、契約書第 15 条に規定の対象と一致していなかった。

本法人に事情を確認したところ、賃貸借契約書及び覚書は令和 7 年 4 月 1 日以降 10 年間の契約で、前契約から更新する際に、賃貸借契約書では、貸付物件の維持管理に関する区分を「維持修繕、改良及び更新」としたが、覚書の規定の更新について失念していた、とのことである。

これは、賃貸借契約書は経営会議の決議を要するため先行して決裁を受け、その後覚書について担当執行役員の決裁を受けたため、決裁書の起案者や決裁日が異なっていた中で、賃貸借契約書と覚書の相互チェックが不十分となり、文言の不整合が見落とされたことが原因である。

現状では、両者の認識相違が生じるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

1. 本法人は、覚書について、両者の解釈を再確認し、必要に応じ変更覚書の締結、もしくは解釈に相違がないことの協議の結果を記録として保存されたい。
2. 本法人は、契約書に紐づく覚書等を締結する際には、決裁手続において関連する契約書を参考資料として添付するとともに、チェックリストを作成するなど、関連書類間の整合性を確保しつつ、一貫性のある覚書等が作成される仕組みを講じられたい。

2 貯蔵品に関する会計処理について是正及び改善を求めたもの

【阪神国際港湾株式会社に対して】

企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」6-2において、棚卸資産の取得原価には原則として購入代価又は製造原価に付随費用を加算する旨が規定されている。

COMPAS 携帯端末の設定に係る委託業務に関する会計仕訳に当たって、本来、委託先からの請求をもって全額を貯蔵品（資産）に計上した後に、付随費用に該当しない管理簿作成等に係る相当額を貯蔵品から委託料（費用）に振り替えるべきところ、委託先から請求を受けた時点で、その全額を貯蔵品ではなく委託料に計上したことにより、令和 6 年度の財務諸表において、貯蔵品が 3,370,000 円過少、委託料が同額過大となっていた。

【あるべき仕訳】

請求時 : (借方)貯蔵品 3,370,000 円 (貸方)営業未払金 3,370,000 円

決算整理 : (借方)委託料 1,353,000 円 (貸方)貯蔵品 1,353,000 円

【起票された仕訳】

請求時 : (借方)委託料 3,370,000 円 (貸方)営業未払金 3,370,000 円

決算整理 : (借方)委託料 1,353,000 円 (貸方)貯蔵品 1,353,000 円

これは、会計仕訳について、経理担当者によって起票された仕訳伝票は、上長の承認を受けた上で仕訳記帳されるが、経理担当者による誤った仕訳伝票を上長による承認時に見落とししたこと、決算整理における調整仕訳の起票時に関連帳票を貼付していたものの、その整合性を確認する仕組みが機能していなかったことが原因である。

現状では、利害関係者が法人の経営成績及び財政状態を誤認するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

1. 本法人は、令和7年度決算において貯蔵品の受払帳票である貯蔵品明細表を訂正し、それをもとに財務諸表の貯蔵品残高を適正な残高とされたい。
2. 本法人は、会計処理に当たって誤りやすいポイントを留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、決算整理において事後的に会計帳票と根拠帳票を照合して整合性を確認する旨をチェックリストに加えるなど、会計処理の正確性を確保し、財務諸表が適正に作成される仕組みを講じられたい。

第7 その他

なし